

令和元年第2回玉城町議会定例会会議録（第1号）

- 1 招集年月日 令和元年6月11日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和元年6月11日（火）（午前9時01分）
- 4 出席議員 （12名）

|     |       |     |      |     |      |
|-----|-------|-----|------|-----|------|
| 1番  | 津田久美子 | 2番  | 江島高明 | 3番  | 山路善己 |
| 5番  | 井上容子  | 6番  | 竹内正毅 | 7番  | 中西友子 |
| 8番  | 北守    | 9番  | 坪井信義 | 10番 | 奥川直人 |
| 11番 | 山口和宏  | 12番 | 風口尚  | 13番 | 小林豊  |
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

|        |      |           |      |          |       |
|--------|------|-----------|------|----------|-------|
| 町長     | 辻村修一 | 副町長       | 田間宏紀 | 教育長      | 中西章   |
| 会計管理者  | 東博明  | 総務政策課長    | 中西元  | 税務住民課長   | 田村優   |
| 保健福祉課長 | 藤川健  | 産業振興課長    | 西野公啓 | 建設課長     | 中村元紀  |
| 教育事務局長 | 中西豊  | 上下水道課長    | 真砂浩行 | 病院老健事務局長 | 中世古憲司 |
| 生涯教育課長 | 平生公一 | 地域づくり推進室長 | 里中和樹 | 防災対策室長   | 山口成人  |
| 生活環境室長 | 見並智俊 | 地域共生室長    | 奥野良子 |          |       |
| 監査委員   | 中村功  |           |      |          |       |
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

|        |      |     |      |     |      |
|--------|------|-----|------|-----|------|
| 議会事務局長 | 山下健一 | 同書記 | 川口文香 | 同書記 | 上村文彦 |
|--------|------|-----|------|-----|------|

8 議事日程 【議案の上程】

第1 会議録署名議員の指名

10番 奥川直人君  
12番 風口尚君

第2 会期の決定の件 11日

第3 諸般の報告

報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について（玉城町一般会計）  
報告第4号 予算繰越計算書の報告について（玉城町水道事業会計）  
報告第5号 予算繰越計算書の報告について（玉城町下水道事業会計）  
報告第6号 度会土地開発公社の経営状況について  
報告第7号 例月出納検査の結果報告について

|     |        |   |
|-----|--------|---|
|     | 報告第8号  | 陳情書（机上配布）   |
| 第 4 | 議案第40号 | 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正について）                                  |
| 第 5 | 議案第41号 | 専決処分の承認を求めることについて（玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正について） |
| 第 6 | 議案第42号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号））               |
| 第 7 | 議案第43号 | 玉城町個人情報保護条例の一部改正について  |
| 第 8 | 議案第44号 | 審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の一部改正について                                 |
| 第 9 | 議案第45号 | 玉城町介護保険条例の一部改正について  |
| 第10 | 議案第46号 | 玉城町道路占用料徴収条例の一部改正について   |
| 第11 | 議案第47号 | 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について                                  |
| 第12 | 議案第48号 | 令和元(2019)年度玉城町一般会計補正予算（第1号）                                       |
| 第13 | 議案第49号 | 令和元(2019)年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                                 |
| 第14 | 議案第50号 | 令和元(2019)年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）                                   |

（午前9時01分 開議）

#### ◎開会の宣告

○議長（山口 和宏）ただ今の出席議員数は、12名で定足数に達しております。よって、令和元年第2回玉城町議会定例会を開会いたします。開会にあたり、町長より定例会招集の挨拶があります。町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一）令和元年第2回定例会の開会にあたりましてご挨拶を申し上げます。平素から議員の皆様には、町政推進に格別のご理解とご支援を賜っておりますことを厚くお礼申し上げます次第でございます。引き続き町政推進にご指導賜りたいと思います。今期定例会でご審議を賜る内容はすでにお届けさせていただいているように、専決処分のご承認をお願いする件、そして、条例の一部改正並びに、一般会計あるいは介護保険会計、国民健康保険会計の補正予算についてご審議をお願いするというところで提案をさせていただいているわけでございますので、よろしくお願いを申し上げて、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

○議長（山口 和宏）これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配

布のとおりです。議事日程をご覧くださいと、おわかりになると思いますが、予算書タイトルに西暦が入っております。私が読み上げる際には、西暦は省略し読み上げますので、ご了承願います。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口 和宏）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において、

10番 奥川直人 君 12番 風口 尚 君

の2名を指名します。

### ◎日程第2 会期の決定の件

○議長（山口 和宏）次に、日程第2 会期の決定 を議題にします。

お諮りします。

今期 定例会の会期は、本日から6月21日までの11日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は、本日から6月21日までの11日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先般配布しました会期日程案のとおりですので、ご了承願います。

### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（山口 和宏）次に、日程第3 諸般の報告をします。

報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について（玉城町一般会計）、報告第4号 予算繰越計算書の報告について（玉城町水道事業会計）、報告第5号 予算繰越計算書の報告について（玉城町下水道事業会計）、報告第6号 度会土地開発公社の経営状況について、報告第7号 監査委員から、平成31年2月分ないし4月分についての例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、それぞれ、写しを配布いたしました。

また、報告第8号 陳情書につきましては、日米地位協定を見直す会 難波希美子氏から全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情書

次に、新しい提案実行委員会 安里 長従 氏と、全国青年司法書士協議会 半田久之氏から、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義および憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情、次に、三重県労働組合総連合 臼井照男 氏から、会計年度任用職員制度の施行に伴う、

国の地方自治団体への十分な財政措置を求める陳情、次に、一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム 仲村 覚氏からは、日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書が提出されましたが、議会運営委員会で協議の結果、その写しを配布することとしましたのでご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

なお、本日の会議終了後、議員懇談会を開催しますので、その開催通知は机上に配布しておりますので、併せてご了承願います。

◎日程第4 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて【提案説明・質疑・討論・採決】

○議長（山口 和宏） 次に、日程第4 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正について）を議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第40号 町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律が3月29日公布、4月1日施行されることになりました。これにより、ただちに町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたものでございます。なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明をさせます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 税務住民課長 田村 優君。

○税務住民課長（田村 優） それでは、議案第40号 専決処分いたしました町税条例の一部改正につきまして、補足の説明を申し上げます。この条例につきましては、施行期日が本年6月1日までのもののみについて、専決処分をさせていただいたところであり、その日以後の施行期日となっているものにつきましては、9月定例町議会で上程いたします。それでは、改正の詳細につきましては、お手元に配布いたしました議案補足資料の「新旧対照表」をご高覧いただきたいと思います。まず、資料の新旧対照表1ページ 条例第34条の7の改正でございますが、この規定は、個人町民税の寄付金税額控除に関する規定でございます。今回の改正の内容は、近年のふるさと納税に対する不適切な返礼品の問題に対応するため、基準に適合する自治体との総務大臣の指定がなければ、ふるさと納税の控除が適用されないこととするための地方税法の改正がなされたことにより、それに伴う町税条例の条項移動や文言等の整備を行なったものでございます。次に、1ページ下段 条例附則第7条の3の2の改正ですが、この規定は、個人住民税の住宅借入金特別控除いわゆる住宅ローン控除でございますけれども、の適用を定めた規定で、これまでは、納税通知書が送達されるまでに、住宅ローン控除を適用

する申告書を提出する必要がございましたが、その要件を削除し、納税通知書が送達された後であっても申告等により所得税において控除が適用する場合には、住民税においても適用しようとするもので、第2項を削り、条ずれを整備するものでございます。次に、2ページ中段から条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正につきましては、条例34条の7同様、ふるさと納税の見直しに係る地方税法附則の改正により、町税条例のそれに伴う当該引用条項の条ずれ、字句の整備を行うものでございます。

また、3ページ下段でございますが、条例附則第10条の2の改正につきましては、この規定は、固定資産税に係るわが町特例の割合を定める規定でございます、地方税法の改正がなされたことにより条項のずれを整備いたしましたものです。最後に条例附則第10条の3の改正でございますが、この規定は、固定資産税の新築軽減等を受ける際の申告を定めた規定でございます。地方税法施行令の改正に合わせて条項ずれの整備を行なったものでございます。なお、この条例の附則によりまして、施行期日は、条例附則第7条の3の2、第10条の2及び第10条の3につきましては4月1日、条例34条の7、条例附則7条の4、9条及び第9条の2については6月1日からの施行といたしてございます。また規定の経過措置を設けてございますのでよろしくお願いいたします。以上、何卒ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（山口 和宏）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから、本案に対する質疑、討論、採決を行います。まず、本案についての質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

よろしいですか。「質疑なし」と認めます。以上で、本案に対する質疑を終了します。これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第40号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正について）

【提案説明・質疑・討論・採決】

○議長（山口 和宏） 次に、日程第5 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正について）を議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第41号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。 使用料金等の関係条例が4月1日より施行されましたが、料金徴収は検針日の翌月となり、経過措置期間を設ける必要がありました。当該経過措置を規定するにあたり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしたものでございます。なお、詳細は、上下水道課長から説明させます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 上下水道課長 真砂浩行君。

○上下水道課長（真砂 浩行） それでは、議案第41号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正をする条例の「専決処分の承認を求めることについて」の補足説明を申し上げます。水道、下水道、農業集落排水事業の使用料金等の関係する条例の一部改正が平成31年4月1日より施行されました。料金徴収においては、徴収月の前月の下旬から月末にかけて検針に確認した使用従量を基に算出されます。これにより4月請求分には、2月下旬から3月中旬までの使用従量分、5月請求分には、3月下旬から4月中旬までの分と新制度の適用期日前の使用従量分が混在し、新制度適用後の使用従量分のみになるのは、6月請求分からとなります。このことから経過措置条項を規定するものであります。この案件につきましては、既に専決処分にて運用しております。今回、該当いたします条例は、玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例、玉城町水道事業の設置等に関する条例、玉城町下水道事業の設置に関する条例の3つの条例を一括議案とするものです。以上議案第41号の補足説明を終了いたします。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから、本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案について質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認めます。以上で、本案に対する質疑を終了します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔議事進行〕の声あり)

「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。  
これから、議案第41号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正について)は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号))【提案説明・質疑・討論・採決】

○議長(山口 和宏) 次に、日程第6 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号))を議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 議案第42号 令和元年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。本議案は、平成30年度会計の償還収入に2千677万6千円の歳入不足が生じたため、令和元年度会計から繰上充用により補填しなければならない必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により5月31日に専決処分をしたものでございます。なお、詳細は、税務住民課長から説明をさせます。よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長(山口 和宏) 税務住民課長 田村 優君。

○税務住民課長(田村 優) それでは、議案第42号 令和元年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計 補正予算(第1号) 専決処分の承認を求めることについての補足説明を申し上げます。今回の補正は、平成30年度会計の償還収入に2千677万6千円の不足が生じたため、令和元年度会計から繰上充用により補填するものでございます。予算書7ページをお願いします。歳入で、3款諸収入、1項貸付金元利収入、1目住宅新築資金等貸付金元利収入、2節滞納繰越分におきまして、2千677万6千円を計上いたし、同額を8ページ歳出の前年度繰上充用金費としたものであります。本案につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、令和元年5月31日に専決処分をさせていただきました。貸付金の現

在の回収状況の概略を説明させていただきます。平成 30 年度現年度の償還金状況につきましては、収入額 4 3 2, 5 2 8 円で未収金は、3 0 0, 3 7 2 円となり、回収率は 5 9. 0 % であります。徴収につきましては、努力しているところでありますが、中には返済能力が極めてとぼしい状況の方もみえ、過年度分の回収率は、昨年とほぼ横ばい傾向でございます。引き続き回収率の向上と貸付金の目的、返還義務につきまして、理解をしていただくよう努めてまいります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 以上で、提案理由の説明は終わりました。これから、本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認めます。以上で、本案に対する質疑を終了します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 4 2 号 を採決します。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、議案第 4 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第 7 議案第 4 3 号 個人情報保護条例の一部改正についてないし日程第 11 議案第 4 7 号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について  
【提案理由の説明】

○議長（山口 和宏） 次に、日程第 7 議案第 4 3 号 個人情報保護条例の一部改正について ないし 日程第 11 議案第 4 7 号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について を一括議題にします。

町長より 提案理由の説明を求めます。町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第 4 3 号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。本議案は、個人情報保護法において、個人識別符号が個人情報として明確化され、また要配慮個人情報の規定が新設されたことから、所要の改正を行



うものであります。なお、詳細につきましては、総務政策課長から説明をさせます。

次に、議案第 44 号 審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。本議案は、工業標準化法が一部改正され、7月1日から「日本工業規格」の名称が「日本産業規格」へ変更されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第 45 号 玉城町介護保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。本議案は、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、低所得者の介護保険料の更なる軽減強化を実施するため、所要の改正を行うものであります。なお、詳細につきましては、保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第 46 号 玉城町道路占用料徴収条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。本議案は、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い対応するため、並びに占用物件の名称の字句を修正するため、所要の改正を行うものでございます。なお、詳細につきましては、建設課長から説明させます。

次に、議案第 47 号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。本議案は、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、差額ベッド料を、これまでの内税方式から外税方式とするため、所要の改正を行うものでございます。なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明をさせます。以上、何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏）総務政策課長 中西 元君。

○総務政策課長（中西 元） それでは、議案第 43 号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。条例改正議案 3 ページまた、条例改正新旧対照表 7 ページをご覧くださいと思います。今回の改正につきましては第 2 条定義において、個人情報の明確化を図るため、その情報だけで特定の個人を識別できる文字、番号、符合等を「個人識別符号」として新たに定義付けをするものでございます。例えば、番号とはパスポート番号、住民票コード、免許証番号、各種保険証番号などがあり、符合とは DNA、顔、静脈、指紋など、生体情報を変換したものがそれにあたります。また、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報としまして、人種、信条、社会的身分、病歴、前科などを「要配慮個人情報」とする規定が設置いたしております。また、特定個人情報による情報連携が開始されたことに伴い、提供情報を訂正する場合の通知につきまして、第 21 条の 2 として新たに規定しようとするものでございます。以上、簡単でございますが補足説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏）保健福祉課長 藤川 健君。

○保健福祉課長（藤川 健） それでは、議案第 45 号 玉城町介護保険条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。条例改正議案 9 ページ及び、条例改正新旧対照表 10

ページになります。介護保険法の改正により、平成 27 年度から消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられまして、一部実施を行っているところですが、今回の改正は、本年 10 月の消費税 10%への引き上げに合わせ、更に軽減強化を行うものでございます。完全実施となる令和 2 年度において、非課税世帯である第 1 段階から第 3 段階の第 1 号保険料について、保険料基準額に対する割合を第 1 段階は 0.45 を 0.3 に、第 2 段階は 0.6 を 0.5 に、第 3 段階は 0.75 を 0.7 にそれぞれ軽減するものであり、本年度におきましては、10 月以降、半年分の財源の手当であることを反映いたしまして、半分の水準に設定をするものでございます。具体的には、第 1 段階を割合 0.45 の 33,840 円から割合 0.375 の 28,200 円に、第 2 段階を割合 0.6 の 45,120 円から 0.55 の 41,280 円に、第 3 段階を割合 0.75 の 56,400 円から 0.725 の 54,480 円に軽減するものでございます。

以上、議案第 45 号 玉城町介護保険条例の一部改正についての補足説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（山口 和宏）建設課長 中村元紀君。

○建設課長（中村 元紀） それでは所管いたします、議案第 46 号 玉城町道路占用条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。条例改正議案 13 ページ及び、条例改正新旧対照表 11 ページをご覧くださいと思います。新旧対照表のほうでご説明をさせていただきます。第 2 条第 2 項中、本文に記載されていますように、消費税法の規定により課税とされるものについての占用料の額は、第 1 項の規定により算出した額に「100分の108を乗じて得た額」と定めていましたが、消費税、地方消費税の税率の引き上げに対応するため、「消費税相当額を加えた額」に改正するもの、並びに新旧対照表 12 ページをご覧くださいと思います。12 ページ別記 1 でございます。表中の占用物件につきまして、法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物中、上空及び地下に設ける線類についての表記を道路法施行令の別表の表記に合わせるため、修正をいたすものでございます。改正するため本条例を制定しようとするものでございます。よろしくご審議のうえ、ご承認たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏）病院老健事務局長 中世古憲司君。

○病院老健事務局長（中世古憲司） それでは所管いたします議案第 47 号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。今回の条例一部改正の理由につきましては、令和元年 10 月 1 日から消費税率の引き上げが予定されていることから、同条例第 9 条第 3 項及び、別表第 2 において定める差額ベッド料を 3,240 円消費税額込みから 3,000 円とし、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とするよう改正するものでございます。改正条文の内容といたしましては、条例議案 17 ページ及び、議案補足資料条例改正新旧対照表 13 ページをご覧くださいと思います。内容につきましては、条例改正新旧対照表から説明させて

いただきたいと思いますので、13 ページをお開きいただきたいと思います。玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表の改正前の使用料等の額につきまして、差額ベッド料につきまして、従前の3, 240円から外税によります3, 000円ということに改めまして、こちらの改正後の欄につきましては、備考欄に消費税の額を含む総額を削るということとさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、議案の提案といたします。ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山口 和宏）以上で、提案理由の説明は終わりました。

◎日程第12 議案第48号 令和元年度玉城町一般会計補正予算（第1号）ないし、日程第14 議案第50号 令和元年度 玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）【提案理由の説明】

○議長（山口 和宏）次に、日程第12 議案第48号 令和元年度玉城町一般会計補正予算（第1号）ないし、日程第14 議案第50号 令和元年度 玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）を一括議題にします。町長より 提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一）議案第48号 令和元年度玉城町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ9千600万円を追加し、予算総額を57億1千700万円とするものであります。元号が令和に改められたに伴い、各会計とも予算の名称を「令和元年度」予算としています。

「第2表 債務負担行為補正」につきましては、公共施設個別施設計画の策定に2年を要するため、今回新たに追加しています。「第3表 地方債補正」につきましては、防災行政無線更新事業債の起債目的の変更、林道の災害防止対策のため100万円を追加計上しています。続きまして、歳入歳出の主なものを説明いたします。

歳入の主なものといたしましては、森林環境譲与税の算定見込みに基づき新規計上しています。国庫支出金では介護保険低所得者対策及び風しん抗体検査に関する負担金・補助金を追加増額しています。県支出金では、国庫支出金に合わせて増額しているほか、地域減災力強化、プレミアム付商品券、子ども・子育て支援の各事業に係る補助金を追加計上しています。また、補正予算の財源として、前年度繰越金4千573万9千円を増額計上しています。歳出の主なものといたしましては、総務費では、玄甲舎改修記録映像制作や公共施設個別施設計画策定、区集会所の補修に係る補助金のほか、最近の事情に鑑み交通安全対策費を増額計上しています。民生費では、介護保険低所得者保険料軽減に関する繰出金のほか、幼保無償化に伴う関係経費、各保育所備品購入費を追加計上し、衛生費では、風しん抗体検査委託料を追加計上しています。農林水産費では、林道飛石線（といしせん）の災害防止対策工事を追加実施するため必要額を計上し、商工

費ではプレミアム付商品券関連経費を追加計上しています。土木費では、道路維持補修工事費のほか、空き家対策計画の策定支援経費を追加計上しています。消防費では、体育センターの窓ガラス等飛散防止対策工事のほか、防災備品の追加を計上しています。教育費では、外城田小学校教室の床改修工事のほか、施設修繕・備品にかかる経費を計上しています。なお、詳細は副町長から説明をさせます。

次に、議案第 49 号 令和元年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ 2 千 1 2 4 万 7 千円を追加し、予算総額を 1 4 億 7 千 7 0 0 万 6 千円とするものであります。主なものといたしましては、今年度の課税所得の確定に伴う保険料の本算定を行ったものであります。また、財政調整基金から 1 億円を取崩し財源として調整を行いました。昨年度、財政主体が県一元化されたなかで、さらに積極的に健康づくりに取り組み、被保険者の健康保持に努め、国保財政の安定化を目指してまいりたいと存じます。なお、詳細は保健福祉課長から説明させます。

次に、議案第 50 号 令和元年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ 7 4 2 万 4 千円を追加し、予算総額を 1 4 億 3 千 9 0 5 万 8 千円とするものであります。主なものといたしましては、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う軽減強化に係る第 1 号被保険者保険料の減額と一般会計からの繰入金が増額であります。また、指定地域密着型サービス事業所の施設整備事業に関して、歳入で国庫補助金、歳出で補助金を新規に計上しております。なお、詳細は保健福祉課長から説明をさせます。以上、何卒、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（山口 和宏） 副町長 田間宏紀君。

○副町長（田間宏紀） 議案第 48 号 令和元年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 藤川 健君。

○保健福祉課長（藤川 健） それでは、議案第 49 号 令和元年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（山口 和宏） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これで、本日の日程はすべて終了しました。

明日 1 2 日は、午前 9 時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますので、定刻までにご参集願います。

なお、このあと議員懇談会を開きますので、第一委員会室にお集まりください。  
本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

(10時01分散会)